

議案ピックアップ② (議員提出議案)

● 荒川区スマートフォン等の使用による安全を阻害する行為の防止に関する条例 (通称：荒川区ながらスマホ防止条例) の制定について

令和3年1月1日施行

目的

交通事故や接触事故等を引き起こす可能性のある危険な「ながらスマホ」の禁止について基本的な事項を定めることにより、事故等の発生を未然に防ぎ、区民の安全な生活環境を確保することを目的としています。

禁止の内容

- ・ 公共の場所で、スマートフォン等の画面を注視しながら歩行すること
(ただし、スマートフォン等を使用する必要がある特別の事情があると認められる場合は、この限りではありません)
- ・ 道路交通法及び関係法令において禁止されているスマートフォン等の使用をしながら自動車等又は自転車を運転すること

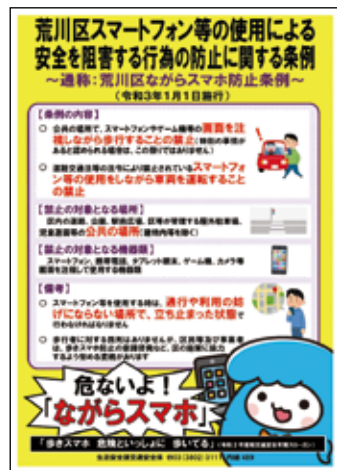
※スマートフォン等を使用する時は、他者の通行又は利用の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければなりません。

禁止の対象となる場所

区内の道路、公園、駅前広場、区等が管理する屋外駐車場、児童遊園等の公共の場所 (建物内等を除く)

禁止の対象となる機器類

スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、これらに類するもの (ゲーム機やカメラ等画面を注視して使用する機器類)



※歩行者に対する罰則はありませんが、1人1人の心がけで事故を未然に防ぎ、安全なまちをつくりましょう

詳細は、荒川区HP
問合せ：区民生活部生活安全課



新潟県村上市長が区議会を表敬訪問

令和2年10月8日、荒川区の交流都市である新潟県村上市より、高橋邦芳市長が荒川区議会を訪れました。

令和2年9月1日には荒川区と村上市との間で「災害時における相互応援に関する協定書」の調印を行い、今後はこの協定に基づき、荒川区と村上市のいずれかで大規模災害が発生した際には、支援物資の提供・職員の派遣・被災者の一時受け入れ等、相互に協力して対応していきます。

